

「若年層を対象とした県公式 SNS アカウント登録者数増加支援業務」の委託に係る 公募型プロポーザルの実施要領

1 趣旨

この実施要領は、若年層を対象とした県公式SNSアカウント登録者数増加支援業務の委託に係る公募型プロポーザルの実施に際し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務

(1) 業務名

若年層を対象とした県公式SNSアカウント登録者数増加支援業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託金額の上限額

2, 180千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ①法人又は法人以外の団体であって、SNSの登録者数増加が目的のキャンペーンの実施や、インターネット広告の実績、若年層を対象としたSNSの運用の実績を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑤県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止を受けていない者であること。
- ⑦宗教団体や政治活動を主たる目的としていないこと。

(2) 共同企業体

- ①各構成員が（1）①～⑦に挙げる全ての項目を満たしている者であること。
- ②共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きいものが代表者であること。
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員では

ないこと。

- ⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地 エ 代表者の名称
オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率 キ 構成員の責任
ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置 コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関
シ その他必要な事項

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和6年7月19日（金）17時までに以下の参加申込用フォームよりお申込みください。

（参加用申込フォーム）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=dNz5drmo>

5 本プロポーザルに関する質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第1号）を電子メールにより提出してください。（必ず電話で到達の確認をしてください。）

なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。

- （1）提出先 下記「11」を参照してください。
- （2）質問受付期限 令和6年7月12日（金）17時（必着）
- （3）回答 令和6年7月17日（水）までに県のホームページに掲載します。

6 企画書等の提出

（1）提出書類

① 企画提案書（A4版で様式任意）

別紙2「審査基準」を参照のうえ、別紙1「業務委託仕様書」の内容を踏まえて作成してください。（業務全般についての考え方・コンセプト、スケジュール、業務内容など）

② 経費見積書（様式任意）

企画費（人件費）、広告配信費、広告素材制作費、効果検証費等の項目ごとに、実際に即してできるだけ詳細に明記してください。

③ 会社概要（様式第2号）

※様式第2号の内容がすべて記載されていれば、任意の様式でも構いません。

④ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び担当者等（様式任意）

⑤ 業務実績（様式第3号）

官公庁及び民間等の主な受注実績。※様式第3号の内容がすべて記載されていれば、任意の様式でも構いません。

（2）提出方法 電子メール

※①～⑤を合わせて、可能な限り1つのPDFファイルにして提出し

てください。

- (3) 提出先 下記「11」を参照してください。
(4) 提出期限 令和6年8月2日(金) 17時(必着)

7 審査方法等

(1) 審査方法

・提出された企画提案書等及びオンライン（Zoom）でのプレゼンテーション（一社あたり15分程度）による審査を行い、最も評価点数の高い者を契約候補者として決定します。ただし、上記「2（4）」「委託料の上限額」を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

- ・プレゼンテーションの日程及び Zoom の ID は別途通知します。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とします。
- ・応募者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均点が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

審査結果は、参加された全社に書面で通知するほか、県のホームページに掲載します。
なお、決定の経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じません。

8 契約締結

受託候補者は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、委託契約を締結するものとします。受託候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を受託候補者に選定し、契約締結について協議します。

9 留意事項

- (1) 企画提案は、プロポーザル参加者1者につき1提案とします。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託候補者とは、業務内容、契約条件等を別途協議のうえ、委託契約を締結します。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 質問票提出期限 | 令和6年7月12日(金) 17時 |
| (2) 質問票回答期限 | 令和6年7月17日(水) 17時 |
| (3) プロポーザル参加申し込み期限 | 令和6年7月19日(金) 17時 |
| (4) プロポーザル辞退届提出期限 | 令和6年7月26日(金) 17時 |
| (5) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 令和6年8月2日(金) 17時 |

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (6) 審査会（プレゼンテーション）の実施 | 令和6年8月9日（金）午前（予定） |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年8月16日（金）（予定） |
| (8) 契約の締結 | 令和6年8月下旬 |

1.1 書類の提出先、本件についての問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県 知事政策局 広報・ブランディング推進室 広報課

担当：蟹澤、山崎、石村、富田

TEL 076-444-3133、3134

メール akoho@pref.toyama.lg.jp